

59号事件

第1 審査会の結論

本件異議申立について、実施機関の判断は妥当である。

第2 異議申立人の異議申立の要旨

入札参加審査会の審査を経ずに行った契約のうち、桑名市入札参加資格審査会規程第3条(1)～(4)に該当する契約の名称と金額(契約書の鑑)の開示請求をしたところ、公文書不存在との決定を受けたが、この決定は、総務課の全庁照会に対し、契約監理課長が、入札資格参加審査会規程を歪めて妨害しているため、排除して開示されたい。

第3 実施機関の説明の要旨

平成26年6月4日メールで、市長部局の全ての部署に対して「開示請求があった公文書の照会をし、6月12日に回答を締め切ったところ、請求内容の契約が「あり」との回答をした部署はなかったため、当該文書は不存在として非開示とした。

第4 審査会の判断

審査会が判断すべき争点は、異議申立人が請求している文書が存在するか否かである。以下判断する。

- 1 桑名市入札参加資格審査会規程第1条によれば、「この訓令は、桑名市が執行する一般競争入札又は指名競争入札について、参加資格要件並びに入札及び契約に関する事項の審査を行い、入札及び契約の適正化を図ることを目的とする。」とあり、同規程第2条には、「前条の目的を達成するため、桑名市入札参加資格審査会を置く。」とある。

この規程の文言からすると、入札参加資格審査会は、桑名市の全ての一般競争入札又は指名競争入札について関与するようにも解釈しうる。そして異議申立人は、かかる解釈をなしたようである。

- 2 しかし、同規程第3条では、審査会の所掌事務として、以下の事項を対象とした審査を行い市長に具申すべきことが規定されている。

- (1) 指名競争入札で設計金額が1,000万円以上の工事又は製造の請負に係る入札参加者の選定。
- (2) 一般競争入札で設計金額が5,000万円以上の工事に係る発注条件の審査。
- (3) 一般競争入札で設計金額が500万円以上の建築関連業務に係る発注条件の審

査。

- (4) 設計金額が 500 万円以上の随意契約に係る相手方選定及び発注条件。

上記規程の仕方から見ると、「設計金額が」と規定され、工事又は製造の請負や建築関連業務に係る発注を想定していることが分かる。

また、上記規程第 6 条第 2 項によると「審査会の会議は、会長が第 4 条第 3 項に規定する委員のうちから工事種目別等により指名した委員をもって構成する。」とあり、第 4 条第 3 項の委員の多くは、工事又は製造の請負や建築関連業務に関わる課の課長が就任している。

このような規程条項からすると、入札参加資格審査会が審査する契約は、工事又は製造の請負や建築関連業務に係る発注に限定されていると考えられ、実際そのように運用されてきたことが認められる。

- 3 従って、同規程によれば、工事又は製造の請負や建築関連業務に関わらない契約は、上記審査会に関する条項の適用を受けないこととなるから、実施機関が、工事又は製造の請負や建築関連業務に関わらない契約には適用ないことを前提に、「異議申立人の求める文書は不存在である」としたことは首肯できる。
- 4 但し、当審査会は以下の点を付言する。

当審査会における異議申立人の意見陳述の結果によれば、異議申立人が請求している文書は、いずれも工事や建築に係わらない業務委託契約等に係わる文書であると考えられる。

そもそも地方自治法第 234 条第 1 項によれば、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」とあり、第 2 項では、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」とされているが、同条は、工事又は製造の請負や建築関連業務にかかわる発注に限定されるものではない。

そして、地方自治法施行令第 167 条の 2 によれば、「地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。」とされ、「売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあっては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。」とされている（同条第 1 項第 1 号）。

政令で定める随意契約ができる場合は、市町村においては 50 万円以下の契約であり（地方自治法施行令第 167 条の 2 の別表第 5 の 6 号）、桑名市契約規則第 25 条第 6 号によっても、業務委託等の随意契約は 50 万円以下とされている。

但し、50 万円を超える契約でも

- (1) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）。
- (2) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき（同施行令同条第5号）。
- (3) 競争入札に付することが不利と認められるとき（同施行令同条第6号）。
- (4) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき（同施行令同条第7号）

等に該当する場合については、随意契約ができるものとされている。

もっとも、随意契約ができる契約について、地方自治法施行令は原則50万円以下としているのであるから、例外である(1)～(4)等の場合は、厳格に解釈されるべきである。

しかるに、異議申立人が意見陳述の際に、問題があるとして示した業務委託契約のうち、下記のは、いずれも金額が50万円を上回るが、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づき随意契約で契約されていた。

業務委託名	金額	年月日	根拠条文
資源回収業務委託	626,400円	H26/5/15	第167条の2第1項第2号
資源回収事業業務委託	1,105,920円	H26/5/15	第167条の2第1項第2号
スーパー等資源回収業務	680,400円	H26/5/21	第167条の2第1項第2号
粗大ごみ収集受付業務委託	1,036,800円	H26/5/15	第167条の2第1項第6号

しかしながら、資源回収業務委託契約が、契約の性質又は目的において競争入札に適しないとは直ちに言えるものではない。また、粗大ごみ収集受付業務について、直ちに競争入札に付することが不利になるとは言い難い。すなわち、例外であるところの随意契約がかなり緩やかに運用されていると言わざるを得ず、その発注の適正の担保が不十分であると言わざるを得ない。

桑名市は、現在、全庁的に随意契約の見直しをしているとのことであるが、どのような場合に随意契約ができるのか規約ないし内規、基準を作成して、随意契約の透明性を高め、随意契約の適正が担保されるようにすることが必要であると考え。

よって、本件異議申立てには理由がないが、上記のとおり意見を付加した。

## 5 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成26年6月19日	・不服申立諮問書受理
7月8日	・実施機関に対し公文書不存在非開示理由説明書の提出及び意見陳述の希望の有無の確認
7月10日	・実施機関から公文書不存在非開示理由説明書及び審査会会議出席届出書を受理
7月15日	・異議申立人に対し公文書不存在非開示理由説明書の送付、意見書の提出及び意見陳述の希望の有無の確認
8月22日	・書面審理 ・実施機関の補足説明の聴取 ・審査 (第1回審査)
平成26年10月20日	・答申

桑名市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	石 坂 俊 雄	弁 護 士
会長職務代理者	藤 枝 律 子	大 学 講 師
委 員	福 井 悦 子	弁 護 士
委 員	庄 司 俊 哉	弁 護 士
委 員	田 中 里 美	大 学 講 師